重要事項説明書

短期療養介護・介護予防短期療養介護

１、事業所の概要

事業所名	宗教法人寒川神社　介護老人保健施設　神恵苑
所在地	高座郡寒川町宮山１８０－１
介護保険事業者番号	１４５１２８０００７
管理者及び連絡先	苑長　鳴　海　裕　之　　電話０４６７－７５－８６７７

２、事業所の職員体制等

	常勤換算
（1）　苑長(兼　医師)	1人以上
（2）　事務長	1人以上
（3）　看護職員	9.9人以上
（4）　介護職員	24.2人以上
（5）　介護支援専門員	1人以上
（6）　支援相談員	2.1人以上
（7）　訓練士	2人以上
理学療法士	0.7人以上
作業療法士	0.4人以上
言語聴覚士	0.4人以上
（8）　事務員	1.4人以上
（9）　薬剤師	0.8人以上
(10)　管理栄養士	1人以上

３、設備の概要

区分	数量・規模		備考
入所定員	90名		
居室	４人部屋	２１室（１室33.60㎡）	
	２人部屋	３室（１室18.00㎡）	
食堂	119.52㎡		
機能訓練室	119.20㎡		
浴室	93.92㎡		特浴・一般
便所	92.70㎡		
洗面所	10.00㎡		
診察室	10.80㎡		
相談室	29.40㎡		
談話室	76.80㎡		

４、職務内容

２、事業所の職員体制等に定める本苑職員の職務内容は、次のとおりとする。

・苑長は、介護老人保健施設に携わる職員の総括管理、指導を行う。
医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

・事務長は、苑長の命を受け事務全般を統括管理、指導を行う。

・看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所療養介護（予）計画に基づく看護を行う。

・介護職員は、利用者の短期入所療養介護（予）計画に基づく介護を行う。

・介護支援専門員は、利用者の短期入所療養介護（予）計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。

・支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。

・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。

・事務員は、施設利用者の目的が適うよう努めるとともに、苑の運営、雑事に努める。

・薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、当苑で保管する薬剤を管理するほか利用者に対し服薬指導を行う。

・管理栄養士又は栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行う。

５、入所定員

短期入所療養介護（予）の利用定員数は、利用者が申し込みをしている当該日の介護老人保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

６、事業の内容

短期入所療養介護（予）は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護（予）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

２介護老人保健施設短期入所療養介護（予）（Ｉ）の人員体制とする。

３リハビリテーション職員加配の人員体制とする。

７、サービス内容

①食事　朝食　８：００～　８：３０
昼食　１２：００～１２：３０
夕食　１８：００～１８：３０

②介護　着替え介助、排泄介助、おむつ交換、体位変換、施設内移動の付き添い
レクリェーション

③入浴　最低、週２回入浴可能です。特別浴または清拭となる場合があります。

④機能訓練　機能訓練室にて利用者の状況に応じて機能訓練を実施します。

⑤健康管理　必要に応じて診察を受けることができます。又定時で検温を行っています

⑥理容　月２回、理容サービスを実施しております（料金は自己負担）

⑦レクリェーション　現在、書道教室、貼り絵教室、車椅子ダンス、大人の塗り絵
絵手紙教室、歌謡教室、音楽鑑賞等

８、利用者負担

① 利用者の方からいただく利用者負担金は、次表（Ⅰ）、（Ⅱ）のとおりです。
なお、（Ⅰ）―４その他の費用が必要となる場合には、事前に詳細を説明のうえ、利用者の同意を得なければならない事とされています。疑問点等があれば、お尋ねください。

短期（予）入苑者利用料金一覧表　１割（Ｉ）

介護保険制度では、要介護の程度によって利用料金が異なります。

１、一部負担金加算内容（一日につき）

①サービス提供体制強化加算（Ｉ）（２２円）

②夜勤職員配置加算（２４円）

③地域加算（10.45）

要介護区分	基本料金	①	②		③	負担金（１日）
要支援１	６７２円					７５１円
要支援２	８３４円					９２０円
1	９０２円	２２円	２４円		10.45	９９１円
2	９７９円					１，０７２円
3	１，０４４円					１，１３９円
4	１，１０２円					１，２００円
5	１，１６１円					１，２６２円

※計算方法：（基本料金+①+②）×10.45 の１割

２、利用者様により異なる加算内容

ＮＯ	サービス内容	負担金	ＮＯ	サービス内容	負担金
1	個別リハビリ加算	251 円/日	3	療養食加算	9 円/回
2	送迎加算(片道につき)	193 円/日	4	緊急短期入所受入加算	94 円/日
5	生産性向上推進体制加算	105 円/月	6	生産性向上推進体制加算Ⅱ	11 円/日
7	口腔連携強化加算	53 円/回			

3、その他加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年５月まで）	介護報酬総単位数×3.9%（1 単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.9（1 円未満切り捨て））
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（令和６年５月まで）	介護報酬総単位数×2.1%（1 単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.9（1 円未満切り捨て））
介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年６月より）	介護報酬総単位数×7.5%（1 単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.9（1 円未満切り捨て））
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	54 円／日

短期（予）入苑者利用料金一覧表　２割（Ｉ）

介護保険制度では、要介護の程度によって利用料金が異なります。

１、一部負担金加算内容（一日につき）

①サービス提供体制強化加算（Ｉ）（２２円）

②夜勤職員配置加算（２４円）

③地域加算（10.45）

要介護区分	基本料金	①	②		③	負担金（１日）
要支援１	６７２円	２２円	２４円		10.45	１，５０１円
要支援２	８３４円					１，８４０円
1	９０２円					１，９８２円
2	９７９円					２，１４３円
3	１，０４４円					２，２７８円
4	１，１０２円					２，４００円
5	１，１６１円					２，５２３円

※計算方法：（基本料金+①+②）×10.45 の２割

２、利用者様により異なる加算内容

ＮＯ	サービス内容	負担金	ＮＯ	サービス内容	負担金
1	個別リハビリ加算	502 円/日	3	療養食加算	17 円/回
2	送迎加算(片道につき)	385 円/日	4	緊急短期入所受入加算	188 円/月
5	生産性向上推進体制加算Ⅰ	209 円/月	6	生産性向上推進体制加算Ⅱ	21 円/月
7	口腔連携強化加算	105 円/月			

3、その他加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年５月まで）	介護報酬総単位数×3.9%（1 単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.8（1 円未満切り捨て））
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（令和 6 年 5 月まで）	介護報酬総単位数×2.1%（1 単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.8（1 円未満切り捨て））
介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年６月より）	介護報酬総単位数×7.5%（1 単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.8（1 円未満切り捨て））
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	１０５円／日

短期（予）入苑者利用料金一覧表　３割（Ｉ）

介護保険制度では、要介護の程度によって利用料金が異なります。

１、一部負担金加算内容（一日につき）

①サービス提供体制強化加算（Ｉ）（２２円）

②夜勤職員配置加算（２４円）

③地域加算（10.45）

要介護区分	基本料金	①	②		③	負担金（１日）
要支援１	６７２円	２２円	２４円		10.45	２，２５１円
要支援２	８３４円					２，７５９円
1	９０２円					２，９７２円
2	９７９円					３，２１４円
3	１，０４４円					３，４１７円
4	１，１０２円					３，５９９円
5	１，１６１円					３，７８４円

※計算方法：（基本料金+①+②）×10.45 の３割

２、利用者様により異なる加算内容

ＮＯ	サービス内容	負担金	ＮＯ	サービス内容	負担金
1	個別リハビリ加算	753 円/日	3	療養食加算	25 円/回
2	送迎加算(片道につき)	577 円/日	4	緊急短期入所受入加算	282 円/月
5	生産性向上推進体制加算Ⅰ	314 円/月	6	生産性向上推進体制加算Ⅱ	32 円/月
7	口腔連携強化加算	157 円/月			

3、その他加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年５月まで）	介護報酬総単位数×3.9%（1 単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.7（1 円未満切り捨て））
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（令和 6 年 5 月まで）	介護報酬総単位数×2.1%（1 単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.7（1 円未満切り捨て））
介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年６月より）	介護報酬総単位数×7.5%（1 単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.7（1 円未満切り捨て））
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	160 円／日

４、その他費用（１割、２割、３割共通）

内容		料金
居室料	１日につき	４７２円
食費	（１日　１，６７０円）	朝４３０円・昼７８０円・夕４６０円
教養娯楽費	１回につき（希望により）	１回毎、200 円～900 円 詳細は料金表Ⅱ
洗濯代	苑での洗濯を希望の場合	１枚毎　20 円～200 円 詳細は料金表Ⅱ
特別な食費(行事食)	月１回（希望により）	２１０円
おやつ代	希望により	実費（１回１００円程度）
理美容代	１回につき（希望により）	１回 1,800 円

短期（予）入苑者利用料金一覧表（１割、２割、３割共通）（Ⅱ）

１、 教養娯楽費料金（１回につき）

（１）教室　　（２）レクリェーション

NO	教室名			計	
1	絵手紙	９６０	6	塗り絵	３２０
2	書道	５１０	7	ネイル	６３０
3	貼り絵	８００	8	手作り工房	５００
4	車椅子ダンス	５８０	9	ゲーム	４６０
5	音楽教室（６教室）	３７０	１０	誕生者カード作成	９００
個人専用テレビ：設置希望者　電気代込　１日２００円 ★教室に多く参加されましても上限１ヵ月６，０００円になります。 ★テレビ設置の方は、教室を含み上限１ヵ月８，０００円になります。					

２、洗濯代

1	靴下　ハンカチ	２０円
2	小タオル　パンツ	６０円
3	円座　ズボン　ズボン下　Ｔシャツ モモヒキ　肌着　チョッキ　座布団カバー	１００円
4	パジャマ上下　ジャンバー	１４０円
5	セーター	２００円

① 支払方法

自己負担金は、次のいずれかの方法によりお支払いいただきますようお願いします。

A　自動口座引き落とし、（ご指定の金融機関の口座から月１回引き落とします。）

B　銀行振込み（期日までに利用者の方がお振込み願います。手数料は利用者負担となります。）

C　現金払い（サービス提供時に毎回又は月１回定められた日にお支払いおねがいします。

９、通常の送迎の実施地域

通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

寒川町（全域）

茅ヶ崎市　藤沢市　海老名市　平塚市の一部の地域

10、当施設のサービスの方針等

本苑では、短期療養介護（予）計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話を行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が１日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

２　本苑では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

３本苑は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

４本苑では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

５　本苑では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

６　サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入苑者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するように努める。

７入所者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、本苑が得た利用者の個人情報については、本苑での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またその代理人の了解を得ることとする。

８本苑は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うなうよう努めるものとする。

11、サービス利用に当たっての留意点

・面会は午前８時半から午後６時半までとする。
・消灯時間は、午後９時とする。
・外出は、所定の用紙に記入のうえ許可を得るものとする。
・禁酒・禁煙とする。
・火気の取り扱いは、認めない。
・設備・備品の取り扱いには、十分注意をして使用すること。
・所持品・備品等の持ち込みは、施設が準備した物以外は持ち込みは禁止する。
・外出時等の施設外での受診は、苑長の許可が無い限り禁止とする。
・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止とする。
・他者への迷惑行為は禁止とする。
・２階、３階通路（共有スペース）に防犯カメラを設置しています。
・その他ご不明点がありましたら近くのスタッフまでお気軽に話して下さい。

12、　緊急時の対応方法

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名： 連絡先；
緊急連絡先	氏名： 連絡先：

１３、協力病院等

名　　称：	宗教法人寒川神社　寒川病院
代 表 者	代表役員　利根康教
所 在 地	寒川町宮山１９０
連 絡 先	0467-75-6680

名　　称：	松井歯科医院
代 表 者	松井新吾
所 在 地	茅ヶ崎市松浪２－３－４１
連 絡 先	0467-82-7754

１４、非常災害対策

消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（１）防火管理者には、事務長を充てる。

（２）火元責任者には、本苑職員を充てる。

（３）非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

（４）非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

（５）火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

（６）防火管理者は、本苑職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・年２回以上
（うち１回は夜間を想定した訓練を行う）

② 利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・・・年１回以上

③ 利用者を含めた風水害の避難訓練・・・・・・・・・・年１回以上

④ 非常災害用設備の使用方法の徹底・・・・・・・・・・随時

（７）その他必要な防災防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（８）本苑は、（６）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

（９）水害対策は、避難確保計画の策定、訓練、市町村への報告を行う。

１５、業務継続計画の算定等

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を算定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　当施設は、本苑職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研

修及び訓練を定期的に実施する。

3　当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

１６、相談窓口、苦情対応

○　サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当施設お客様相談窓口	電話番号　0467-75-8677 ＦＡＸ番号　0467-75-8655 窓口　通所責任者　支援相談員、 対応時間　8：30～17：00

苦情受付窓口担当者がいない場合は、施設ケアマネジャー・看護師長・看護師の順で苦情を受け付けることとする。

2　苦情処理の手順

(1) 苦情内容の聞き取り及び把握

(2) 問題が生じた所属長に苦情内容を伝達

(3) 管理者等施設の責任者に苦情内容を伝達するとともに、問題が生じた部署での対処の問題点を伝達する

(4) 施設としての意思決定（謝罪、事実の伝達（説明）、市町村、国民健康保険団体連合会等への報告等）

(5) 施設の苦情委員会に於いて内容、問題点及び再発防止について検討をする。

(6) 施設に於ける反省事項の整理

(7) 苦情処理台帳への記載

3　施設内に投書箱等を設置し、無記名の投書についても検討し、業務の向上に努める。

4　利用者からの苦情に関して、市町村又は、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町村又は国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行う。

○公的機関においても、次の機関に於いて苦情申し出等ができます。

市町村介護保険相談窓口 寒川町高齢介護課	所在地　寒川町宮山 165 電話番号　0467-74-1111 ＦＡＸ　0467-74-5613 対応時間　8：30～17：00
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連） 介護保険課介護苦情相談係	所在地　横浜市西区楠町２７－１ 電話番号　045-329-3447　0570-022110 対応時間　8：30～17：15 （土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く）
市町村介護保険相談窓口	所在地 電話番号　ＦＡＸ 対応時間

１７、身体的拘束等

1　当施設は、原則として利用者に対し身体的拘束等を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体的拘束等を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2　当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

（1）身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

（2）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。

（3）介護職員その他の職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

3　委員会は、苑長、看護職員、介護職員、相談員で組織する。

4　行動制限の内容、手順等については、別に定めるものとする。

5　前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

１８、褥瘡対策等

当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取組のひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を予防するため対策を整備する。

１９、感染症体制の徹底

当施設に於ける感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための対策検討委員会1月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。

当施設に於ける感染症又は食中毒予防及び蔓延のための指針を設備すること。

当施設に於いて、介護職員その他の従業者に対して、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための研修を定期的に実施すること。

2上記に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

3感染症対策担当者を設置する。

２０、虐待の防止等

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

2虐待防止のための指針を整備する。

3虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

4前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

5本苑における感染症の予防は食中毒。職員に対し、感染症及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

6「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に

関する手順」に沿った対応を行う

２１、衛生管理について

入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正なに行う。

２食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないよう水回り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う

３感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。

・本苑における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底する

・本苑における感染症の予防火災及びまん延防止のための指針整備する。

・本苑において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

・「厚生労働省が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

４栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月１回、検便を行わなければならない。

５定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

２２、その他の重要事項

地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

２運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応にについては、施設内に掲示する。若しくは自由に閲覧できる形で配架するものとする。

３本苑は、適切な介護保険施設サービスをの提供を確保する観点から、職員において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲をこえてものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

２３、職員の質の確保

本苑職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

２　本苑は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するを除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

２４、職員の健康管理

職員は、この施設が行う年１回の健康診断を受診すること
ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間２回の健康診断を受診しなければならない。

２５、守秘義務及び個人情報の保護

１　本苑職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、本苑職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

２　本苑職員は、個人情報保護に関する法律等、関係法令を遵守するとともに、利用者とその関係者に関する個人情報を適切に取り扱うよう努める。

２６、当法人の概要

法人の名称	宗教法人　寒川神社
代表者名	利根　康教
所在地・電話	寒川町宮山３９１６
業務の概要	祭紀　崇敬者の教化育成　社会福祉等の事業

令和６年４月１日

［証明確認欄］

重要事項について文書を交付し、説明しました。

令和　　年　　月　　日

事業者　　宗教法人寒川神社介護老人保健施設神恵苑

説明者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

利用者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

短期入苑者利用料金一覧表（1割）

○基本料金

介護保険制度では、要介護の程度によって利用料が異なります。
下記には、地域加算・短期サービス提供体制強化加算・短期夜勤職員配置加算が含まれています。なお個別リハビリテーション実施加算・送迎加算は含まれていません。

要介護度 1	９９１円
要介護度 2	１，０７２円
要介護度 3	１，１３９円
要介護度 4	１，２００円
要介護度 5	１，２６２円

居室料　（1日）	４７２円
食　費　（1日　1,６７０円）	朝 430 円・昼 780 円・夕 460 円
特別な食事（月１回希望により）	２１０円
教養娯楽費等　（希望により）	1回 200 円～960 円
おやつ代　（希望により）	実費１回 100 円

介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年５月まで）	介護報酬総単位数×3.9%（1単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.9（1円未満切り捨て））
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（令和６年５月まで）	介護報酬総単位数×2.1%（1単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.9（1円未満切り捨て））
介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年６月より）	介護報酬総単位数×7.5%（1単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.9（1円未満切り捨て））

（1週間利用料の概算）

介護度 1		介護度 2		介護度 3	
基本料金	6,937 円	基本料金	7,504 円	基本料金	7,973 円
食　費	11,690 円	食　費	11,690 円	食　費	11,690 円
特別な食事	210 円	特別な食事	210 円	特別な食事	210 円
教養娯楽費	1,000 円程度	教養娯楽費	1,000 円程度	教養娯楽費	1,000 円程度
居室料	3,304 円	居室料	3,304 円	居室料	3,304 円
おやつ代	200 円程度	おやつ代	200 円程度	おやつ代	200 円程度
合計	**23,341 円**	合計	**23,908 円**	合計	**24,377 円**

介護度 4		介護度 5			
基本料金	8.400 円	基本料金	8,834 円		
食　費	11,690 円	食　費	11,690 円		
特別な食事	210 円	特別な食事	210 円		
教養娯楽費	1,000 円程度	教養娯楽費	1,000 円程度		
居室料	3,304 円	居室料	3,304 円		
おやつ代	200 円程度	おやつ代	200 円程度		
合計	**24,804 円**	合計	**25,238 円**		

令和６年４月１日より

短期入苑者利用料金一覧表（2割）

○基本料金

介護保険制度では、要介護の程度によって利用料が異なります。
下記には、地域加算・短期サービス提供体制強化加算・短期夜勤職員配置加算が含まれています。なお個別リハビリテーション実施加算・送迎加算は含まれていません。

要介護度 1	1，９８２円
要介護度 2	2，１４３円
要介護度 3	2，２７８円
要介護度 4	2，４００円
要介護度 5	2，５２３円

居室料　（1日）	４７２円
食　費　（1日　1,６７０円）	朝430円・昼780円・夕460円
特別な食事（月1回希望により）	２１０円
教養娯楽費等　（希望により）	1回200円～960円
おやつ代　（希望により）	実費1回100円

介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和6年5月まで）	介護報酬総単位数×3.9%（1単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.8（1円未満切り捨て））
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（令和6年5月まで）	介護報酬総単位数×2.1%（1単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.8（1円未満切り捨て））
介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和6年6月より）	介護報酬総単位数×7.5%（1単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.8（1円未満切り捨て））

（1週間利用料の概算）

介護度 1		介護度 2		介護度 3	
基本料金	13,874円	基本料金	15,001円	基本料金	15,946円
食　費	11,690円	食　費	11,690円	食　費	11,690円
特別な食事	210円	特別な食事	210円	特別な食事	210円
教養娯楽費	1,000円程度	教養娯楽費	1,000円程度	教養娯楽費	1,000円程度
居室料	3,304円	居室料	3,304円	居室料	3,304円
おやつ代	200円程度	おやつ代	200円程度	おやつ代	200円程度
合計	**30,278円**	合計	**31,405円**	合計	**32,350円**

介護度 4		介護度 5			
基本料金	16,800円	基本料金	17,661円		
食　費	11,690円	食　費	11,690円		
特別な食事	210円	特別な食事	210円		
教養娯楽費	1,000円程度	教養娯楽費	1,000円程度		
居室料	3,304円	居室料	3,304円		
おやつ代	200円程度	おやつ代	200円程度		
合計	**33,204円**	合計	**34,065円**		

令和6年4月1日より

短期入苑者利用料金一覧表（3割）

○基本料金

介護保険制度では、要介護の程度によって利用料が異なります。
下記には、地域加算・短期サービス提供体制強化加算・短期夜勤職員配置加算が含まれています。なお個別リハビリテーション実施加算・送迎加算は含まれていません。

要介護度 1	2，９７２円
要介護度 2	3，２１４円
要介護度 3	3，４１７円
要介護度 4	3，５９９円
要介護度 5	3，７８４円

居室料　（1日）	４７２円
食　費　（1日　1,６７０円）	朝 430 円・昼 780 円・夕 460 円
特別な食事（月１回希望により）	２１０円
教養娯楽費等　（希望により）	1回 200 円～960 円
おやつ代　（希望により）	実費１回 100 円

介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年５月まで）	介護報酬総単位数×3.9%（1単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.7（1円未満切り捨て））
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（令和６年５月まで）	介護報酬総単位数×2.1%（1単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.7（1円未満切り捨て））
介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年６月より）	介護報酬総単位数×7.5%（1単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.7（1円未満切り捨て））

（1週間利用料の概算）

介護度 1		介護度 2		介護度 3	
基本料金	20,804 円	基本料金	22,498 円	基本料金	23,919 円
食　費	11,690 円	食　費	11,690 円	食　費	11,690 円
特別な食事	210 円	特別な食事	210 円	特別な食事	210 円
教養娯楽費	1,000 円程度	教養娯楽費	1,000 円程度	教養娯楽費	1,000 円程度
居室料	3,304 円	居室料	3,304 円	居室料	3,304 円
おやつ代	200 円程度	おやつ代	200 円程度	おやつ代	200 円程度
合計	**37,208 円**	合計	**38,902 円**	合計	**40,323 円**

介護度 4		介護度 5			
基本料金	25,193 円	基本料金	26,488 円		
食　費	11,690 円	食　費	11,690 円		
特別な食事	210 円	特別な食事	210 円		
教養娯楽費	1,000 円程度	教養娯楽費	1,000 円程度		
居室料	3,304 円	居室料	3,304 円		
おやつ代	200 円程度	おやつ代	200 円程度		
合計	**41,597 円**	合計	**42,892 円**		

令和６年４月１日より

予防短期入苑者利用料金一覧表（1割）

○基本料金

介護保険制度では、要介護の程度によって利用料が異なります。
下記には、地域加算・短期サービス提供体制強化加算・短期夜勤職員配置加算が含まれています。なお個別リハビリテーション実施加算・送迎加算は含まれていません。

要支援１	７５１円
要支援２	９２０円

居室料　　（1日）	４７２円
食　費　　（1日　1,６７０円）	朝 430 円・昼 780 円・夕 460 円
特別な食事（月１回希望により）	２１０円
教養娯楽費等　　（希望により）	1回 200 円～960 円
おやつ代　　（希望により）	実費１回 100 円

介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年５月まで）	介護報酬総単位数×3.9%（1単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.9（1円未満切り捨て））
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（令和６年５月まで）	介護報酬総単位数×2.1%（1単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.9（1円未満切り捨て））
介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年６月より）	介護報酬総単位数×7.5%（1単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.9（1円未満切り捨て））

（1週間利用料の概算）

要　支　援　1		要　支　援　2			
基本料金	5,257 円	基本料金	6,440 円		
食　　費	11,690 円	食　　費	11,690 円		
特別な食事	210 円	特別な食事	210 円		
教養娯楽費	1,000 円程度	教養娯楽費	1,000 円程度		
居室料	3,304 円	居室料	3,304 円		
おやつ代	200 円程度	おやつ代	200 円程度		
合計	**21,661 円**	合計	**22,844 円**		

令和６年８月１日より

予防短期入苑者利用料金一覧表（2割）

○基本料金

介護保険制度では、要介護の程度によって利用料が異なります。
下記には、地域加算・短期サービス提供体制強化加算・短期夜勤職員配置加算が含まれています。なお個別リハビリテーション実施加算・送迎加算は含まれていません。

要支援１	１，５０１円
要支援２	１，８４０円

居室料　（１日）	４７２円
食　費　（１日　1,６７０円）	朝 430 円・昼 780 円・夕 460 円
特別な食事（月１回希望により）	２１０円
教養娯楽費等　（希望により）	1 回 200 円～900 円
おやつ代　（希望により）	実費 1 回 100 円

介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年５月まで）	介護報酬総単位数×3.9%（1 単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.8（1 円未満切り捨て））
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（令和６年５月まで）	介護報酬総単位数×2.1%（1 単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.8（1 円未満切り捨て））
介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年６月より）	介護報酬総単位数×7.5%（1 単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.8（1 円未満切り捨て））

（1 週間利用料の概算）

要　支　援　1		要　支　援　2			
基本料金	10,507 円	基本料金	12,880 円		
食　　費	11,690 円	食　　費	11,690 円		
特別な食事	210 円	特別な食事	210 円		
教養娯楽費	1,000 円程度	教養娯楽費	1,000 円程度		
居室料	3,304 円	居室料	3,304 円		
おやつ代	200 円程度	おやつ代	200 円程度		
合計	**26,911** 円	合計	**29,284** 円		

令和６年４月１日より

予防短期入苑者利用料金一覧表（3割）

○基本料金

介護保険制度では、要介護の程度によって利用料が異なります。
下記には、地域加算・短期サービス提供体制強化加算・短期夜勤職員配置加算が含まれています。なお個別リハビリテーション実施加算・送迎加算は含まれていません。

要支援１	２，２５１円
要支援２	２，７５９円

居室料　　（1日）	４７２円
食　費　　（1日　1,６７０円）	朝 430 円・昼 780 円・夕 460 円
特別な食事（月１回希望により）	２１０円
教養娯楽費等　　（希望により）	1回 200 円～960 円
おやつ代　　（希望により）	実費１回 100 円

介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年５月まで）	介護報酬総単位数×3.9%（1単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.7（1円未満切り捨て））
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ（令和６年５月まで）	介護報酬総単位数×2.1%（1単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.7（1円未満切り捨て））
介護職員処遇改善加算Ⅰ（令和６年６月より）	介護報酬総単位数×7.5%（1単位未満の端数四捨五入）×10.45 ※個人負担額は、上記額－（上記額×0.7（1円未満切り捨て））

（1週間利用料の概算）

要支援１		要支援２			
基本料金	15,757 円	基本料金	19,313 円		
食　費	11,690 円	食　費	11,690 円		
特別な食事	210 円	特別な食事	210 円		
教養娯楽費	1,000 円程度	教養娯楽費	1,000 円程度		
居室料	3,304 円	居室料	3,304 円		
おやつ代	200 円程度	おやつ代	200 円程度		
合計	**32,161 円**	合計	**35,717 円**		

令和６年４月１日より